

死刑執行に関する会長声明

本日、大阪拘置所において1名及び東京拘置所において2名の死刑確定者(合計3名)に対し、死刑が執行された。

当会は、日弁連の「死刑制度問題に関する提言」(2002年11月)を受けて、シンポジウムや公聴会などを開催し、死刑に関するさまざまな問題を取り上げてきており、かねてより再三にわたり、政府に対し、死刑の執行を停止することなどを求めてきた。昨年12月以降の半年余りという極めて短い期間に合計13名もの大量の死刑執行が行われたことはきわめて遺憾であって、到底容認できない。当会としても強く抗議する。

死刑については、1989年12月の国連総会で死刑廃止条約が採択され、当時の国連人権委員会は1997年4月以降、毎年、日本などの死刑存置国に対し、死刑廃止に向けて死刑の執行を停止することなどを求めている。

さらに、2007年12月18日には、国連総会が、日本を含む死刑存置国に対し、死刑制度の廃止を視野に入れた死刑執行の停止などを求める決議を賛成多数で採択した。

2007年5月18日に示された国連の拷問禁止委員会による日本政府報告書に対する最終見解・勧告では、我が国の死刑制度の問題点を指摘した上で、死刑の執行を速やかに停止すべきことなどが勧告されており、さらに、本年5月の国連人権理事会第2回普遍的定期的審査においても、わが国の死刑執行の継続に強い懸念が多数表明され、日本政府に対して死刑執行の停止が勧告された。

わが国では、近時、重罰化の傾向が進み、死刑判決が増加しており、確定死刑囚の数が増加しているところ、死刑執行の頻度は高くなっており、執行件数は顕著に増加している。国際社会における死刑を抑制しようとする潮流に照らすと、わが国におけるこのような傾向は、もはや異常なものである。

そして、わが国においては、政府による極端な密行主義のもと、死刑に関する情報はほとんど明らかにされておらず、死刑制度に関する国民的議論を行う前提を欠く状態にある。昨年12月の死刑執行のときから、執行された死刑囚の氏名等が公表されたものの、いかなる手続、経緯で被執行者を選出したのかも判然としない。とりわけ2009年から開始される裁判員制度においては、裁判員も、死刑を含む量刑判断に参加することとなっており、死刑制度の運用と実態について国民が正確に事実を知ることが重要である。あらためて死刑制度についての情報の開示を強く求めるものである。そのような情報開示がなされたうえで、死刑という究極の刑罰が、国民の間で許容されているのか否かについて、この問題に関心を持つ人々との議論にとどまらず、広範囲な議論がなされることが望まれる。

当会は、今般あらためて、政府に対し、死刑の執行を停止するとともに、わが国における死刑確定者の処遇、死刑執行対象者の決定手続と判断方法、死刑執行の具体的方法と問題点などに関する情報を開示し、死刑の存廃についての広範な議論を踏まえた上で、死刑制度の見直しを検討するよう重ねて強く求める。

2008年(平成20年)6月17日

大阪弁護士会
会長 上野 勝